


# 「危険物海上輸送 ポケットガイド 2023 年版」のご案内

危険物の海上輸送の表示に関する注意事項をまとめたポケットガイドの「最新版」が出来上がりました。

ラベルのご注文をいただいたお客様に差し上げています！

複数ご希望の方は、備考欄に部数をご記載ください。



**危険物海上輸送  
ポケットガイド 2023年版**

- [UN]の文字及び国連番号の表示  
小型容器、大型容器、IBC容器及び高压容器には[UN]の文字に続けて国連番号を記載し、その表示は下記の容器の許容容量又は許容質量等に応じた文字の高さが必要です。
- 記載例 UN1266 I 文字の高さ  
下記以外の容器 12mm以上  
20L or 25L以下の小型容器 6mm以上  
内容積が60L以上の高压容器 6mm以上  
5L or 5kg以下の小型容器 適切な大きさ
- 内容積 3,000L以下のポータブルタンクへの表示の例  
正副標・副標・海洋汚染マーク・両側面  
国連番号・両側面 文字の高さ25mm以上  
品名・両側面 文字の高さ12mm以上
- 内容積 3,000Lを超えるポータブルタンクへの表示の例

**海上輸送危険物の標札等**

危険物の海上輸送には、定められた標札又は標識、品名、国連番号、適切な注意書き等の表示を行うことが、国際規則（IMDGコード）及び国内法令（危険物輸送法及び貯蔵規制）で定められています。

- 等級 1 火薬類
- 等級 2 高压ガス
- 等級 3 引火性液体類
- 等級 4 可燃性物質類
- 等級 5 酸化性物質類
- 等級 6 毒物類
- 等級 7 放射性物質等
- 等級 8 腐食性物質
- 等級 9 有害性物質

**危険物コンテナ収納検査**

危険物をコンテナに収納して海上輸送する場合は、収納方法について地方運輸局長または登録検査機関の検査を受けなくてはなりません。新日本検定協会は危険物コンテナ収納検査について、国土交通大臣の登録を受けた検査機関です。

- 危険物コンテナ収納検査の対象になる危険物
  - 火災類 (等級 1.1~等級 1.6)
  - 高压ガス (等級 2.1~等級 2.3)
  - 引火性液体類 (等級 3)
- 有機過酸化物質 (等級 5.2)
- 腐食性物質 (等級 8)
- 毒物 (等級 6)

**GHS**

国際的に統一された化学品の危険有害性の分類・表示方法である「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」の取入れが各国で進められています。GHSでは情報伝達手段としてラベル及び安全データシート(SDS)に関する事項を定めています。

● GHSで使用する絵表示と危険有害性クラス

絵表示の分類	GHS01	GHS02	GHS03
 腐食性(金属腐食) 腐食性液体(ガスを放出する) 有機過酸化物質(引火性)	 可燃性(引火性) 自然発火性(引火性) 引火性液体(引火性) 引火性固体(引火性)	 酸化性(引火性) 酸化性液体(引火性) 酸化性固体(引火性)	
ガスボンベ	GHS04	GHS05	GHS06
 ガスボンベ	 腐食性	 毒性	

**新海水性**  
海上輸送に使用される標札、標識、品名、[UN]の文字及び国連番号並びに注意書き等は、海上に3か月間浸された場合でも、浸入したそののちでなくてはなりません。

● 標札・品名等の表示場所  
容器に表示する標札は、輸送物の大きさが十分な場合は、同一面側の品名表示に近接して表示します。また最大危険性を示す標札は、上部を優先して表示します。海洋汚染マークも品名等に近接して表示します。

● 標札等の大きさ  
標札は標識の大きさにし、表示が困難となる場合は最小サイズとなります。標札・標識以外の表示にも、それぞれ大きさの規定があります。

● 標札等の向き  
上側に等級を示す場合、下側に等級を示す数字となる向きが適正です。

一般財団法人  
**新日本検定協会**  
安全環境室  
TEL 03-3449-2818 FAX 03-3449-0355  
sklabel@shinken.or.jp

QRコード  
危険物ラベル・GHSラベル  
SK ラベル  
<https://www.sklabel.jp>

※ 規格は定期的に改正されますので、ご参照ください。 2023年11月

◎ オーダーラベル・各国 GHS ラベル作成もおこなっております。